公益社団法人京都モデルフォレスト協会 「森の人材バンク」設置要綱

9 京 モ 第 8 9 号 平成19年8月16日 改正 6 京 モ 第 1 3 2 号 平成27年 3月 2日

第1目的

京都モデルフォレスト運動として、企業や森林ボランティア団体等(以下「企業等」という。)が取り組む森づくり等において、企業等に森林・林業に関する知識の提供と技術の指導を行う人材を、「森の人材バンク」(以下「人材バンク」という。)に登録し活用する。

第2 実施主体

人材バンクの管理・運営は、公益社団法人京都モデルフォレスト協会(以下「協会」という。)が行う。

第3 人材の登録

協会は、次の各号のいずれかについての知識、技術、経験等を有すると認められ、かつ企業等を積極的に指導できる個人または団体について、本人の承諾を得て、人材バンクに登録することができるものとする。

- (1) 森林に関すること
- (2) 林業に関すること
- (3) 林産物に関すること
- (4) 鳥獣保護及び狩猟に関すること
- (5) 自然・生態系に関すること
- (6) 木材の利用・加工に関すること
- (7) 森林環境教育に関すること
- (8) 森林空間で行うレクリエーション活動に関すること
- (9) 森づくり活動を行う団体の活動支援に関すること
- (10) その他モデルフォレスト運動の推進に必要な事項に関すること
- 2 協会は、前項の登録を行おうとする場合は、登録同意書(様式第1号)により登録者の同意を得るものとする。
- 3 協会は、前項の同意を得た場合は、人材バンク登録票(様式第2号)を作成し、登録者の氏名等を人材バンク名簿(様式第3号)に登載することとし、登録者の同意を得た範囲でホームページ等により公表するものとする。

第4 登録事項の変更・更新

登録者は、登録者の住所等登録内容に変更が生じた場合は、協会に届け出るものとする。

2 登録期間は2年以内とする。なお、本人より辞退の申し出がないときは、引き続き登録を1年間延長できるものとする。

第5 登録の取消

次に掲げる事項に至った場合、協会は登録を取り消し、該当登録者の氏名等を人材バンク 名簿から削除するものとする。

- (1) 登録者から登録取消願い(様式第4号)の提出があった場合
- (2) 登録者が第3第1項に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) 登録者としてふさわしくない行動のあった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協会が登録の取り消しを適当と認めた場合

第6 登録者の紹介

協会は、企業等から森づくり等に関して指導依頼があった場合、登録者の中から適任者を紹介するものとする。

第7 費用の負担等

登録者が企業等の依頼により、森づくり等の指導を行った場合、それに関する謝金、旅費、保険代等については、依頼者と登録者が協議の上、決定するものとする。

第8 事故等の処理等

登録者が企業等の依頼により、森林づくりの指導を行う際に、万一、事故等が発生した場合は、企業等及び登録者が責任を持って処理するものとする。

第9 個人情報の扱い

人材バンク登録者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報については、 モデルフォレスト運動推進の目的にのみ使用し、それ以外の目的にはいっさい使用しないも のとする。